

学校施設の有効活用について

～令和元年度第2回学校教育審議会で聴取した意見とその後の対応～

1 これまでの経緯について

令和2年2月 令和元年度第2回学校教育審議会で「学校施設の有効活用に関する方向性検討」について協議。

- ・学校施設の有効活用の方向性を示し、指針(骨子案)を提示。
- ・全体的な方向性は承認されたが、具体的な対応等について様々なご意見をいただく。

令和2年11月 令和2年度第1回学校教育審議会で、新たな指針(案)を報告。

2 令和元年度第2回学校教育審議会でいただいたご意見の概要と、指針(案)へどのように反映したかについて

No.	意見の分類	意見の概要	新たな指針(案)へどのように反映したか
1	検討の進め方	学校を地域社会の公共施設として考えるならば、教育委員会や学校だけが施設活用の問題を抱えるのではなく、市長部局が方針を考え学校として意見をまとめるという姿勢が本来ではないか。教育委員会が全て考える姿勢は時代遅れである。特に防災対策の関係については、市長部局が予算をかけて対策すべきと考える。	「IV 活用推進に向けた基本的な考え方 3 (1) ゆとりある良好な教育環境の確保」の中に、「市長部局とも適宜検討を行います」と加えました。他の市長部局の施設管理方針との整合性を図りながら、連携して進めていきます。
2	検討の進め方	子どもと地域双方にメリットとなる活用を考えるのであれば、学校と生涯学習が連携し、活用したい側の視点の意見も取り入れながら検討を進めるのが現実的だろう。	教育委員会内において、生涯学習部と連携を図り、学校との協力体制を構築します。それに加えて、市長部局とも連携して進めていきます。「IV 活用推進に向けた基本的な考え方 3 (1) ゆとりある良好な教育環境の確保」の中に、「市長部局とも適宜検討を行います」と加えました。
3	検討の進め方	学校によって施設の余裕状況や活用の仕方は異なるので、一律に進めるのではなく、地域性に配慮しながら段階的に進めていくというスタンスがよいのではないかと。	「IV 活用推進に向けた基本的な考え方 3 (2) 地域社会における学校施設の有効活用」の中に、「具体的な取組みイメージ」として、余裕教室のある学校と余裕教室のない学校それぞれについて、対応の具体例を明記しました。一律に進めるのではなく、学校の理解・協力のもと、学校の現状に応じた対応を進めていきます。
4	取組みの方向性1 「管理運営体制の構築」 (費用負担の考え方の共有)	校庭開放委員会が組織されていて、現状うまくいっているが、校庭だと無料、校舎内は有料となると平等ではなくなり問題が出てくるのではないかと。	「V 取組み方針 方向性3 持続可能な管理運営体制の構築」の中に、「費用負担の考え方の明示」と明記しました。今後、運用ガイドラインを作成する中で検討します。
5	取組みの方向性1 「管理運営体制の構築」 (管理責任の明確化)	日常利用している立場からすると、全体的にうまく運用できていると感じている。特別教室棟を利用しているが、新興住宅であり最初から校舎の空きが見込まれていた部分がある。管理については住民が入る開放委員会で運営している。学校に負担が出ることがないよう、自分たちで責任をもって行っている。いろいろな人が活用したい意向があり、教育委員会が予算措置した管理人が対応している。教職員が全て賄うのは難しいので我々も責任を持たなければならない。とはいえ、火災や窃盗等どこまで責任が持てるのが難しい。割り切って地域に任せるといった考え方もよいと思う。ユーザーだけの運営では、外からの参入が難しくなる。いざというときは校長や教頭判断になるのだろう。	「V 取組み方針 方向性3 持続可能な管理運営体制の構築」の中に、「管理責任の明確化」を引き続き明記しています。今後作成する運用ガイドラインの中で管理責任について具体的に示していきます。

6	取組みの方向性1 「管理運営体制の構築」 (管理領域の明確化)	自治会運営のために現状は休日活用しているが、本当は夜間に使いたい。	「V 取組み方針 方向性3 持続可能な管理運営体制の構築」の中に、「管理領域の明確化」を引き続き明記しています。今後、運用ガイドラインを作成する中で検討します。
7	取組みの方向性1 「管理運営体制の構築」 (学校教職員の負担軽減)	教職員の働き方改革の観点では、施設の積極的な活用により教職員の負担増が見込まれる。予算を確保して専門の職員を配置するのか、保護者や地域の方々に参画していただくのか。予算の裏付けがない場合に、負担軽減措置を具体的にどう考えていくかが問題である。	「V 取組み方針 方向性3 持続可能な管理運営体制の構築」の中に、「管理運営主体の確保」と明記しました。教職員の負担増とならないよう今後作成する運用ガイドラインの中で具体的に示していきます。
8	取組みの方向性1 「管理運営体制の構築」 (学校教職員の負担軽減)	実際に施設の利用場所として多いのは校庭やグラウンドである。校内での運用になると、鍵の管理等、教職員の負担量は全く異なってくる。	「V 取組み方針 方向性3 持続可能な管理運営体制の構築」の中に、「管理運営主体の確保」と明記しました。教職員の負担増とならないよう今後作成する運用ガイドラインの中で具体的に示していきます。
9	具体的な活用例	実際の活用例としては、日本語が母語でない子どもたちのために活用するのが良いと思う。	今後、運用ガイドラインを作成する中で、具体的な活用例として参考にさせていただきます。

3 今後の対応

- (11月) 「千葉市余裕教室等活用の推進に関する指針」を決定する。
活用の推進に関する指針を学校へ周知する。
- (12月) 関係課及び学校代表(教頭、教務主任)から構成する活用推進検討会議を設置する。
- (1月) 活用の推進に関する指針に基づいた運用ガイドラインを作成する。
- (2月) 運用ガイドラインを学校へ周知し、学校施設の有効活用を開始する。